

## 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

令和5年9月  
総務省

### 1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）により、住民から地方議会に対する請願書の提出や、地方議会から国会に対する意見書の提出など、これまで文書で行うこととされていた地方議会に関連する手続について、一括してオンライン化を可能とする規定が新設された。

法改正に伴い、これらの手続をオンラインで行う場合の具体的方法等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）を改正する。

### 2. 改正の概要

- ① 改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「新法」という。）第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- ② 新法第138条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならないこととする。

また、この規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととする。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでないものとする。
- ③ 新法第138条の2第2項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- ④ 議会等は、新法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないこととする。
- ⑤ 新法第138条の2第2項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。
- ・ 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
  - ・ 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出
- ⑥ 新法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第99条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならないこととする。
- ⑦ 上記のほか、新法第138条の2第1項又は第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要事項は、議会等が定めることとする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条文

新法第138条の2第1項及び第2項

### 4. 施行期日

令和6年4月1日

## ＜参考＞改正後の地方自治法の規定

第百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③・④ （略）